

仙台市中心身障害者医療費の助成に関する規則

昭和四七年一二月二八日

仙台市規則第六二号

改正 昭和四八年一二月規則第四六号

(題名改称)

昭和四九年八月規則第五二号

昭和四九年一二月規則第六八号

昭和五一年一月規則第四号

昭和五四年四月規則第一六号

昭和五六年三月規則第一〇号

昭和五八年一月規則第五号

昭和五八年三月規則第一三号

昭和五九年三月規則第一〇号

昭和五九年九月規則第五一号

昭和五九年一〇月規則第五九号

昭和六一年九月規則第四一号

昭和六二年一〇月規則第九六号

昭和六三年二月規則第一七号

昭和六三年九月規則第八八号

平成元年三月規則第三五号

平成元年八月規則第一三一号

平成元年九月規則第一三二号

平成元年一一月規則第一三九号

平成二年七月規則第五九号

平成二年九月規則第六八号

平成三年二月規則第二号

平成三年九月規則第八〇号

平成四年九月規則第八四号

平成五年九月規則第六七号

平成六年九月規則第七六号

平成七年九月規則第八〇号

平成八年三月規則第一七号
平成八年九月規則第七〇号
平成九年三月規則第四七号
平成九年一〇月規則第一〇一号
平成一〇年四月規則第四五号
(題名改称)
平成一〇年九月規則第六四号
平成一一年三月規則第四二号
平成一一年九月規則第八五号
平成一二年九月規則第一〇四号
平成一三年一〇月規則第八八号
平成一四年三月規則第三三号
平成一四年九月規則第七八号
平成一五年一〇月規則第一〇六号
平成一五年一二月規則第一三六号
平成一七年九月規則第一〇〇号
平成一八年三月規則第四九号
平成一九年九月規則第八九号
平成二〇年九月規則第六一号
平成二二年三月規則第一九号
平成二三年一二月規則第七七号
(題名改称)
平成二五年一〇月規則第六七号
平成二六年九月規則第八四号

(目的)

第一条 この規則は、心身障害者に対する医療費の助成に関し必要な事項を定め、もって市民福祉の増進を図ることを目的とする。

(昭四八、一二・平一〇、四・平二三、一二・改正)

(定義)

第二条 この規則において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)

- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
 - 三 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
 - 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
 - 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）
- 2 この規則において「心身障害者」とは、社会保険各法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療に関する給付を受けることができる者で次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）に規定する特別児童扶養手当の支給を受けている者に監護されている者のうち特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）別表第三に定める一級に該当するもの
 - 二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十二条第一項に規定する児童相談所、仙台市北部発達相談支援センター又は仙台市南部発達相談支援センターにおいて総合判定の結果療育手帳の障害の程度がAと表示された者及び療育手帳の障害の程度がBと表示され、かつ、知的障害者福祉法第十六条第一項第三号の規定により職親に更生援護を委託されている者
 - 三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める一級、二級又は三級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。）に該当するもの
 - 四 六十五歳未満の者（六十五歳に達する日の属する月の末日までの間にある者を含む。）で次に掲げるもの
 - イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給を受けている者に監護されている者のうち特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三に定める二級に該当するもの
 - ロ 知的障害者福祉法第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所、児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所、仙台市北部発達相談支援センター又は仙台市南部発達相談支援センターにおいて総合判定の結果療育手帳の障害の程度がBと表示され、かつ、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第一条の二各号に掲げる

給付を受ける権利を有する者（第二号に該当する者を除く。）

八 知的障害者福祉法第十六条第一項第三号の規定により職親に更生援護を委託されている者（第二号に該当する者を除く。）

二 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める三級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害を有する者を除く。）に該当するもの

3 この規則において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で心身障害者を現に監護し、又は介護しているものをいう。

（昭四八、一二・昭四九、八・昭四九、一二・昭五一、一・昭五六、三・昭五八、三・昭五九、三・昭五九、九・昭五九、一〇・昭六一、九・昭六三、二・平元、三・平三、二・平七、九・平九、三・平九、一〇・平一〇、四・平一一、三・平一四、三・平一四、九・平一五、一〇・平一七、九・平二〇、九・平二二、三・平二三、一二・改正）

（対象者）

第三条 医療費の助成の対象とする者は、本市に住所を有する心身障害者（以下「対象者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときはこの限りでない。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項の規定による被保護者

二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項の支援給付を受けている者（同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けている者を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定により支援給付を受けている者

三 二十歳以上の心身障害者で次に掲げるもの

イ 前々年（十月分から十二月分までに係る助成にあつては前年。以下同じ。）の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第二項及び第三項において準用する同令第四条及び第五条の規定の例により計算した所得の額をいう。）が、

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)がないときは三百六十万四千元、扶養親族等があるときは三百六十万四千元に当該扶養親族等一人につき三十八万円(当該扶養親族等が同法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する控除対象扶養親族のうち二十三歳未満の者をいう。以下この項において同じ。)であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円)を加算した額を超える者

ロ 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前々年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第二項及び第四項において準用する同令第四条及び第五条の規定の例により計算した所得の額をいう。以下この号において同じ。)又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該心身障害者の生計を維持するもの前々年の所得の額が、その者に扶養親族等がないときは六百二十八万七千元、扶養親族等があるときは当該扶養親族等の数に応じてそれぞれ次の表の下欄に定める額を超える者

扶養親族等の数	金額
一人	六百五十三万六千元
二人以上	六百五十三万六千元に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき二十一万三千元を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき)六万円を加算した額)

四 二十歳未満の心身障害者で次に掲げるもの

イ 保護者の前々年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第四条及び第五条の規定の例により計算した所得の額をいう。以下この号において同じ。)が、その者に扶養親族等がないときは四百五十九万六千元、扶養親族等があるときは四百五十九万六千元に当該扶養親族等一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円)を加算した額以上である者

ロ 保護者の配偶者の前々年の所得の額又は保護者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該保護者と生計を同じくするもの(保護者が当該心身障害者の父母以外の者である場合にあっては、当該保護者の生計を維持するもの)の前々年の所得の額が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前号ロに定める額以上である者

(昭四八、一二・昭四九、八・昭四九、一二・昭五一、一・昭五四、四・昭五六、三・昭五八、一・昭五八、三・昭六一、九・昭六二、一〇・昭六三、二・昭六三、九・平元、九・平二、九・平三、二・平三、九・平四、九・平五、九・平六、九・平七、九・平八、三・平八、九・平九、一〇・平一〇、四・平一〇、九・平一一、九・平一二、九・平一三、一〇・平一四、九・平二〇、九・平二三、一二・平二五、一〇・平二六、九・改正)

(医療費の助成)

第四条 市長は、対象者の疾病又は負傷について社会保険各法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費を除く。)が行われた場合における医療費の額のうち、当該医療費の額から当該医療に関する給付の額(当該疾病又は負傷について附加給付等があった場合は、その額を加算した額)及び仙台市子ども医療費の助成に関する規則(平成二十三年仙台市規則第七十九号)第四条第一項の規定による助成の額を控除した額を、保護者又は対象者に助成する。ただし、その額が百円に満たないときは、この限りでない。

2 対象者が第二条第二項第四号に掲げる者である場合は、前項の規定により助成する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に三分の二を乗じて得た額とする。ただし、その額が百円に満たないときは、この限りでない。

3 前二項の規定による助成は、第五条第一項の登録の申請が行われた日の属する月の初日(新たに対象者となった日から起算して三十日以内に申請が行われた場合には、その対象者となった日)以後の医療について行うものとする。

(昭五一、一・昭五四、四・昭五六、三・昭五八、三・昭五九、三・昭五九、一〇・平元、三・平元、一一・平六、九・平七、九・平九、一〇・平一四、九・平一五、一〇・平一七、九・平一九、九・平二〇、九・平二三、一二・改正)

(受給資格の登録)

第五条 医療費の助成を受けようとする保護者又は対象者は、あらかじめ市長に申請し、その助成を受ける資格について登録を受けなければならない。

- 2 心身障害者又はその保護者が受けた前項の登録の有効期限は、毎年九月三十日とする。ただし、第三条第二項ただし書の規定の適用を受けている場合は、同項ただし書に規定する特別の事由のなくなる日の属する月の末日と九月三十日のいずれか早い方の日を登録の有効期限とする。
- 3 前項の有効期限の到来後引き続き登録を受けようとする者は、あらかじめ登録の更新を市長に申請しなければならない。
- 4 第一項及び前項の申請は、所定の申請書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。
- 5 第一項の登録を受けた第二条第二項第四号に掲げる心身障害者が年途中で六十五歳に達する場合において、その者が受けた当該登録の有効期限は、第二項の規定にかかわらず、その者が六十五歳に達する日の属する月の末日とする。

(平成、一一・全改、平七、九・平八、三・平一〇、四・平一五、一〇・改正)

(受給者証の交付)

第六条 市長は、前条第一項の登録をしたときは、当該登録を受けた者に対し受給者証を交付する。

(昭五九、三・全改、昭六二、一〇・平元、三・平元、一一・平七、九・平九、一〇・平二三、一二・改正)

(受給者証の提示)

第七条 前条の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、対象者が社会保険各法又は国民健康保険法に基づく病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、受給者証を提示しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときはこの限りでない。

(昭五九、一〇・平八、三・平九、一〇・平一七、九・改正)

(助成の方法)

第七条の二 対象者に係る医療費の助成は、第四条第一項又は第二項の規定により助成する額を当該受給者に支払うことにより行う。

(平一七、九・追加、平二三、一二・改正)

(助成の申請)

第八条 前条に規定する方法により医療費の助成を受けようとする受給者は、助成申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の助成申請書は、対象者が各月において受けた入院に係る医療に関する給付及びそ

の他の医療に関する給付それぞれについて、保険医療機関等(歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては歯科診療及び歯科診療以外の診療)ごとに提出しなければならない。

- 3 第一項の規定にかかわらず、受給者が高齢者の医療の確保に関する法律第五十条に規定する被保険者である場合は、第七条に規定する受給者証の提示をもって第一項の規定による申請があつたものとみなす。この場合において、第七条ただし書及び前項の規定は、適用しない。

(昭五九、一〇・平元、三・平七、九・平九、一〇・平一〇、四・平一七、九・平二〇、九・平二三、一二・改正)

(助成の決定等)

第九条 市長は、前条第一項の申請があつたときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成を決定し、交付決定通知書により受給者に通知するものとする。

(昭五九、一〇・平元、三・平七、九・改正)

(届出義務)

第十条 第五条第一項の登録を受けている者は、同条第四項の申請書の記載事項に変更があつたときは、速やかに変更届に市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

(昭五九、三・平元、三・平元、一一・平七、九・平一七、九・平二三、一二・改正)

(受給者証の再交付)

第十一条 受給者は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、再交付申請書により市長に再交付を申請しなければならない。

- 2 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、亡失した受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(平元、三・平七、九・改正)

(受給者証の返還等)

第十二条 受給者は、助成を受ける資格を喪失したときは、速やかにその旨を市長に届け出るとともに受給者証を市長に返還しなければならない。

(平元、三・平七、九・改正)

第十三条 削除

(平二三、一二)

(第三者の行為による被害の届出)

第十四条 受給者は、医療費の助成の事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨) 並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

(平元、三・平七、九・改正)

(損害賠償との調整)

第十五条 市長は、保護者若しくは対象者又はこれらの者であった者が対象者に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、第四条第一項又は第二項の規定により算定した額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(昭四八、一二・追加、平元、三・平七、九・平一七、九・改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第十六条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(昭四八、一二・旧第十四条繰下)

(助成を受けた額の返還)

第十七条 市長は、虚偽の申請その他の不正行為により医療費の助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(昭四八、一二・旧第十五条繰下、平元、三・平七、九・平九、一〇・平一七、九・改正)

(実施細目)

第十八条 この規則の実施細目は、健康福祉局長又は子供未来局長が定める。

(昭四八、一二・旧第十六条繰下、平七、九・旧第十八条繰下、平八、三・改正、平九、一〇・旧第十九条繰上、平一八、三・改正)

附 則

1 この規則は、昭和四十八年一月一日から施行する。

(昭六一、九・旧附則改正)

2 宮城町の編入の際、現に旧宮城町乳幼児及び重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭四十七年宮城町条例第十六号) の規定に基づきなされている受給資格の登録は、この規則の相当規定に基づく受給資格の登録とみなす。

(昭六二、一〇・追加、平四、九・旧附則第三項繰上)

3 秋保町及び泉市の編入の際、現に旧秋保町乳幼児および重度心身障害者医療費の助成に

関する条例(昭和四十七年秋保町条例第十三号)の規定に基づきなされている受給資格の登録及び旧泉市乳幼児及び重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和四十七年泉市条例第五十二号)の規定に基づきなされている受給資格の登録は、それぞれこの規則の相当規定に基づく受給資格の登録とみなす。

(昭六三、二・追加、平四、九・旧附則第四項繰上)

附 則(昭四八、一二・改正)

- 1 この規則は、昭和四十九年一月一日から施行する。
- 2 改正前の仙台市乳児及び重度心身障害児医療費の助成に関する規則(以下「規則」という。)第六条に規定する受給者証の交付を受けた者でこの規則の施行の日前にその資格を喪失したものが健康保険等現状届を提出したときは、改正後の規則第五条の規定による登録の申請があったものとみなす。

附 則(昭四九、八・改正)

- 1 この規則は、昭和四十九年九月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の乳幼児及び重度心身障害者医療費の助成に関する規則(以下「規則」という。)第二条第二項に規定する重度心身障害者で受給者証の交付を受けているものについては、改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭四九、一二・改正)

この規則は、昭和五十年一月一日から施行し、同日以後の診療に係る医療費について適用する。

附 則(昭五一、一・改正)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の仙台市乳幼児及び重度心身障害者医療費の助成に関する規則の規定中三歳の者に対する医療費の助成に関する部分は、昭和五十一年一月一日以後の診療に係る医療費について適用する。

附 則(昭五四、四・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭五六、三・改正)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭五八、一・改正)

この規則は、昭和五十八年二月一日から施行する。

附 則（昭五八、三・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の仙台市乳幼児及び重度心身障害者医療費の助成に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第一項の規定は、同項第二号に掲げる者について昭和五十八年四月三十日までに改正後の規則第五条に規定する登録の申請がなされた場合においては、改正後の規則第四条第三項の規定にかかわらず、昭和五十八年二月一日（その日以後に当該対象者となるべき事由が生じた場合は、当該事由の生じた日）以後における同号に規定する医療について適用する。

附 則（昭五九、三・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の仙台市乳幼児及び重度心身障害者医療費の助成に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条の二の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われる医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の仙台市乳幼児及び重度心身障害者医療費の助成に関する規則第六条の規定により交付された受給者証（乳幼児に係るものに限る。）は、昭和五十九年三月三十一日まで有効とし、同日に同規則第五条の登録を受けている者（乳幼児に係るものに限る。）に対する改正後の規則第六条の規定の適用については、同条中「前条の登録をしたとき」とあるのは「昭和五十九年四月一日に登録の更新をしたとき」とする。

附 則（昭五九、九・改正）

この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則（昭五九、一〇・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の仙台市乳幼児及び重度心身障害者医療費の助成に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第一項の規定は、この規則の施行の日において現にこの規則によ

る仙台市乳幼児及び重度心身障害者医療費の助成に関する規則の改正により新たに改正後の規則第三条第一項に規定する対象者とされた者となっている者について昭和五十九年十一月三十日までに改正後の規則第五条に規定する登録の申請がなされた場合においては、改正後の規則第四条第三項の規定にかかわらず、同年十月一日（その日後に当該対象者とされた者となるべき事由が生じた場合は、当該事由の生じた日）以後に受けた医療について適用する。

附 則（昭六一、九・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による仙台市乳幼児及び重度心身障害者医療費の助成に関する規則の改正により新たに同規則第三条第一項に規定する対象者とされた者となっている者について昭和六十一年九月三十日までに同規則第五条に規定する登録の申請がなされた場合においては、その者に係る医療費の助成は、同規則第四条第三項の規定にかかわらず、同年八月一日（その日後に当該対象者とされた者となるべき事由が生じた場合は、当該事由の生じた日）以後の医療について行う。

附 則（昭六二、一〇・改正）

この規則は、昭和六十三年一月一日から施行する。

ただし、附則に一項を加える改正規定は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則（昭六三、二・改正）

この規則は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則（昭六三、九・改正）

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（平元、三・改正）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平元、八・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平元、九・改正）

この規則は、平成元年十月一日から施行する。

附 則（平元、一一・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平二、七・改正）

この規則は、平成二年八月一日から施行する。

附 則（平二、九・改正）

この規則は、平成二年十月一日から施行する。

附 則（平三、二・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平三、九・改正）

この規則は、平成三年十月一日から施行する。

附 則（平四、九・改正）

この規則は、平成四年十月一日から施行する。

附 則（平五、九・改正）

この規則は、平成五年十月一日から施行する。

附 則（平六、九・改正）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平七、九・改正）

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

附 則（平八、三・改正）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平八、九・改正）

この規則は、平成八年十月一日から施行する。

附 則（平九、三・改正）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平九、一〇・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の仙台市乳幼児及び重度心身障害者医療費の助成に関する規則の規定中四歳及び五歳の者に対する医療費の助成に関する部分は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用する。

附 則（平一〇、四・改正）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に総合病院において受けた医療に係る助成申請書の提出については、改正後の第八条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平一〇、九・改正)

この規則は、平成十年十月一日から施行する。

附 則(平一一、三・改正)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平一一、九・改正)

この規則は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則(平一二、九・改正)

この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則(平一三、一〇・改正)

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則(平一四、三・改正)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平一四、九・改正)

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第四条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平一五、一〇・改正)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第四条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日から平成十七年九月三十日までの間において、この規則の施行の際

現に改正前の仙台市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第五条第一項の規定による登録を受けている心身障害者で改正後の仙台市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第二条第二項に規定する心身障害者に該当しないものは、この規則の施行の日以後引き続き改正前の規則第二条第二項に規定する心身障害者に該当する間、改正後の規則第二条第二項に規定する心身障害者とみなす。ただし、当該心身障害者が改正後の規則第三条に規定する対象者に該当しないこととなった場合は、この限りでない。

- 4 前項の場合において、改正後の規則第四条の規定により当該心身障害者に対して助成金を交付する場合における当該助成金の額は、同条の規定にかかわらず、平成十五年十月から平成十六年九月までの間に行われた医療に関する給付については同条第一項の規定により算定した額に三分の二を乗じて得た額とし、平成十六年十月から平成十七年九月までの間に行われた医療に関する給付については同項の規定により算定した額に三分の一を乗じて得た額とする。
- 5 この規則の施行の日から平成十七年九月三十日までの間において、この規則の施行の際現に改正前の規則第五条第一項の規定による登録を受けており、かつ、改正後の規則第二条第二項第四号に該当する心身障害者で当該期間に六十五歳に達することとなるものは、この規則の施行の日以後引き続き改正前の規則第二条第二項に規定する心身障害者に該当する間、改正後の規則第二条第二項に規定する心身障害者とみなす。ただし、当該心身障害者が改正後の規則第三条に規定する対象者に該当しないこととなった場合は、この限りでない。
- 6 前項の場合において、当該心身障害者が六十五歳に達する日の属する月の翌月以後の月において改正後の規則第四条の規定により当該心身障害者に対して助成金を交付する場合における当該助成金の額については、第四項の規定を準用する。

附 則(平一五、一二・改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第四条の二の規定は、平成十五年四月一日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平一七、九・改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第七条の二第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平一八、三・改正)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平一九、九・改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第四条及び第四条の二の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平二〇、九・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平二二、三・改正)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平二三、一二・改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市心身障害者医療費の助成に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第四条第一項及び第二項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において現に改正後の規則第三条第一項に規定する対象者の保護者となっている者で施行日以後に仙台市子ども医療費の助成に関する規則(平成二十三年仙台市規則第七十九号)附則第三項本文又は第四項の規定の適用を受けたものが平成二十四年三月三十一日までの間に改正後の規則第五条に規定する登録の申請を行った場合においては、改正後の規則第四条第三項の規定にかかわらず、当該対象者が施行日以後に受けた医療について適用する。

附 則 (平二五、一〇・改正)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第三条第二項第三号イ及び第四号イの規定は、平成二十三年一月一日から適用する。

附 則（平二六、九・改正）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。